

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第 7 6 4 号

4月1日(水)から役場の業務時間が

変わります

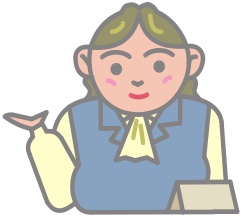
役場では、4月1日(水)から業務時間が8時30分から17時15分までとなります。

なお、窓口業務は17時30分まで行います。

17時15分から取り扱った窓口業務は、お昼に取り扱った窓口業務と同様です。

取り扱い業務

- ・各種証明書の発行
 - ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明
 - ・各種届出の受付
 - ・戸籍届出(出生、婚姻、死亡など)
 - ・住民異動届出(転入、転出、転居)
 - ・その他の業務
 - ・各種支払
- ただし、それぞれの納付書持参が必要です。



受付

まもなく『定額給付金』及び『子育て応援特別手当』の受付が始まります。

景気後退下での住民の不安を対処するため、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的として『定額給付金』を支給します。あわせて、多子世帯の幼児期の子育ての負担に配慮する観点から、対象となる世帯に『子育て応援特別手当』を支給します。どちらも、今回限りの緊急措置です。

給付対象者及び申請・受給者(基準日平成21年2月1日に次のいずれかに該当する人)

『定額給付金』

- ・住民基本台帳に記録されている人
- ・外国人登録原票に登録されている人
- ・(不法滞在者及び短期滞在者は対象外)

『子育て応援特別手当』

第2子以降の子どもの生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までに該当する世帯主(ただし、第1子の生年月日が平成2年2月2日以降であること)

給付額

『定額給付金』

給付対象者1人につき12,000円

(ただし、基準日に65歳以上の者及び18歳以下の人については20,000円)

『子育て応援特別手当』

対象となる子ども1人につき30,000円

申請の方法

対象者には、役場より申請書を送付します。

返送用封筒により郵送もしくは、住民生活課または福祉センターへ提出してください。

現在、準備を進めています。4月3日(金)には発送予定ですので、もしばらくお待ちください。

詳しいご案内については、4月1日発行予定の広報もつやま4月号をらんぐださい。

【問い合わせ先】

住民生活課 電話 76 2113

乳幼児医療費等助成制度が変わります

4月1日から、乳幼児医療費等助成制度の対象者が「小学校就学前まで」から「中学校卒業まで」に拡充されます。

本山町では、子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、所得制限をもつけず中学校卒業までの医療費の患者負担について全額助成することになりました。4月から小学校に入学されるお子さま、現在小学生及び中学校2年生のお子さまについて、新たに「乳幼児医療費等受給者証」が必要となります。対象者は、3月31日(火)までに申請手続きをしてください。

申請に必要な書類

- ・乳幼児医療費等受給資格認定申請書
- (子ども1人につき1枚記入)

・健康保険証(子どもの名前が確認できるもの)
なお、対象者には役場から申請書を送付します。今回、就学前のお子さまについては変更ありません。詳しいことは、お問い合わせください。

【問い合わせ先】

住民生活課 電話 76 2113

春の全国交通安全運動

4月6日(月)～4月15日(水)まで、春の全国交通安全運動が実施されます。この運動は、町民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、一人ひとりが道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故を防止することを目的とします。

運動の基本

【子どもと高齢者を交通事故から守ろう】

『子どもと高齢者が道路を横断するときは』
左右の安全をよく確かめ、道路の中央付近ではもう1度左側の安全を確認しましょう。

『高齢運転者は』

個人差はありますが、加齢とともに身体機能が低下していることを自覚して、より慎重な運転を心がけましょう。

『その他の運転者は』

子どもや高齢者のそばを通行するときは、徐行するなど思いやりのある運転をしましょう。

【問い合わせ先】

本山町交通安全町民会議 電話 76 22233

恩給欠格者 戦後強制抑留者

引揚者の皆様へ

平和祈念事業特別基金では、いまだ請求されていない恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、「特別慰労金」を贈呈しています。「ご遺族の方は対象となりません」。「引揚者」は、終戦の日まで引き続き1年以上外地で生活していて戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

請求書は、役場(住民生活課)の窓口にあります。

請求期限は3月31日(火)までです。未請求の方は、早急に申請してください。

【問い合わせ先】

独立行政法人平和祈念事業基金
電話(無料) 0120 234 9333
(月)～金曜 午前9時15分～午後5時15分まで

献血のお知らせ

次の日程で献血を行いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

実施日時 3月23日(月)

午前10時～午後1時 午後2時～3時45分

場所 保健センター

対象者 次の条件にかなう人

年齢 16才～69才の人
体重が、男45キログラム・女40キログラム以上の人
前回の献血から4週間以上たっている
ヘモグロビン値、血圧測定等で医師が健康と認める人

献血日から3日間以内に抜歯していない
今までに輸血や臓器移植を受けていない
現在妊娠中、または授乳中でない人、この6カ月間に出産、早流産していない人
献血量 200ミリリットル

または400ミリリットル

400ミリリットル献血ができる人は、年齢18才以上、男女とも体重50キログラム以上、前回の献血から男12週間、女16週間以上たっていること等条件にかなう希望者です。

献血者等の安全確保のため、献血をお断りすることがあります。ご了承ください。

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70 10600

自衛官募集について

種目	予備自衛官補(一般及び技能公募)	自衛隊幹部候補生(一般・技術・歯科・薬剤)
資格	18歳以上34歳未満 (技能公募は保有する技能に応じ 18歳以上53～55歳)	20歳以上26歳未満の男女 (22歳未満の者は大卒(見込み含む)) ただし、大学院卒は28歳、薬剤は26歳、 歯科は30歳未満
受付	1月7日(水)～4月14日(火)	4月1日(水)～5月12日(火)
1次試験	4月19日(日)～21日(火)	5月下旬
2次試験		6月下旬
3次試験		7月下旬～8月上旬(飛行要員のみ)
内容	一般公募(後方地域での警備要員等)と技能公募(語学要員・医療従事者・車両整備士等)があり、所定の教育訓練終了後予備自衛官として任用されます。予備自衛官補は教育訓練を受ける義務のみ(一般:50日/3年以内、10日/2年以内)を有し、防衛招集及び災害招集応招義務はありません。	自衛隊幹部候補生学校で1年間学んだ後、自衛隊幹部の3尉に任官し、部隊の指揮官・幕僚・教官・パイロット・医官等として活躍します。防衛大や防衛医大卒の幹部と同じ人事処遇を受けます。他県での受験も可能です。

【問い合わせ先】

自衛隊高知地方協力本部高知募集案内所
電話: 088-823-2006
ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>